

「京都市子どもの生活状況等に関する調査」について

1 調査目的

「京都市貧困家庭の子ども・青少年対策に関する実施計画」（平成29年3月策定）の基礎資料とすることを目的に実施した「京都市子どもの生活状況等に関する調査（平成28年8月実施）」からの経年変化を補足するとともに、新たに18歳以上の青少年・若者について、幼少期の家族との関わりや社会体験の有無による、現在の生活状況、就職、自己肯定感の違いを調査することにより、新計画策定に向けた基礎資料とすることを目的としています。

2 調査の位置付け

(1) 調査方法

平成32年度を始期とする「子ども・若者に係る総合的な計画」を来年度に策定するに当たり、昨年9月から順次実施してきた以下の市民ニーズ調査・意識調査にあらかじめ設定していた子どもの生活状況等に関する調査の項目を抽出し、家庭の経済状況と生活状況等の相関関係等を把握しました。

調査区分		調査対象者 (配布数)	有効回収数	有効回収率
①	子育て支援に関する市民ニーズ調査（小学校入学前児童）	6,500件	3,191件	49.1%
②	子育て支援に関する市民ニーズ調査（小学生児童）	6,500件	3,202件	49.3%
③	家族や家庭生活のあり方に関する意識調査	6,500件	1,866件	28.7%
④	ひとり親家庭に関する実態調査	5,000件	1,272件	25.4%
⑤	母子保健に関する意識調査	3,162件	1,327件	42.0%
⑥-1 ⑥-2	青少年・若者に関する意識行動と 思春期保健に関する調査（青少年・若者）	6,500件	1,393件	21.4%
⑥-3	青少年・若者に関する意識行動と 思春期保健に関する調査（保護者）	2,500件	638件	25.5%
⑦	放課後の過ごし方に関する調査 （小学校用）	31,696件	14,218件	44.9%
⑧	放課後の過ごし方に関する調査 （総合支援学校用）	1,133件	475件	41.9%

※ ⑥については、「京都市子どもの生活状況等に関する調査」においては、設問によって、「⑥-1 青少年・若者に関する意識行動と思春期保健に関する調査（中高生）」と「⑥-2 青少年・若者に関する意識行動と思春期保健に関する調査（中高生以外）」に分けているものがあります。また、保護者に対する調査は「⑥-3 青少年・若者に関する意識行動と思春期保健に関する調査（保護者）」としています。

(2) 主な調査項目

ア 子ども（0～18歳未満）を養育する保護者及び子ども・青少年への調査項目

- （ア）世帯の昨年1年間の可処分所得
- （イ）朝食・夕食の状況
- （ウ）文化芸術活動・自然体験・スポーツ活動の機会の有無
- （エ）相談相手の状況

イ 子ども（0～18歳未満）を養育する保護者への調査項目

- （ア）勤労形態、帰宅時間

- (イ) 学校の成績
- (ウ) 子どもの自己肯定感
- (エ) 子どもと遊ぶ、話す、勉強を教える頻度
- (オ) 子育てにかかる時間やお金の優先度

ウ 子ども（１３歳から１８歳未満）への調査項目

- (ア) 現在の状況
 - ・ 平日のスマートフォンや携帯電話，タブレット端末（インターネット利用含む）の利用時間
 - ・ 自己肯定感
- (イ) 幼少期の状況
 - ・ 親と遊んでもらったか
 - ・ 親に勉強を教えてもらったか

エ 青少年（１８歳以上）への調査項目

- (ア) 現在の状況
 - ・ 就労形態
 - ・ 平日のスマートフォンや携帯電話，タブレット端末（インターネット利用含む）の利用時間
 - ・ 自己肯定感
 - ・ 結婚・出産に対する考え
- (イ) 幼少期の状況
 - ・ 親と遊んでもらったか
 - ・ 親に勉強を教えてもらったか

(3) 本調査における世帯の所得が「貧困線」を下回るとする基準の算定方法

国においては、国民生活基礎調査を基に、世帯人数ごとの等価可処分所得（可処分所得（いわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割ったもの）の分布の中央値の半分の額をつないだ「貧困線」とし、これを基に全国の貧困率を算出しています。

一方、貧困線の都道府県、市町村別の数値が出されていないため、本調査においては、便宜的に、国が国民生活基礎調査により算出した全国の貧困線を基に、回答いただいた世帯の経済状況を判断しています。

また、国の貧困線算定に当たっての所得の把握方法としては、回答者が金額を記入する方式を採っていますが、本市の調査では、回答いただく方の負担を考慮し、１００万円単位等で区分した金額の選択肢から選んでいただく方式により、概ねの可処分所得を把握しています。

◆貧困線の基準（国の基準：平成２８年度国民生活基礎調査による）

世帯人員	２人	３人	４人	５人	６人	７人	８人
相対的貧困線の等価可処分所得	173 万円	212 万円	244 万円	273 万円	299 万円	323 万円	345 万円

※等価可処分所得：手取りの収入（可処分所得）を世帯人員の平方根で除したもの

◆本市における「貧困線」以上・以下の判定方法

アンケート調査で回答いただく収入の選択肢には幅があるため（①０～１００万円、②１０１～２００万円など）、回答いただいた選択肢の中央値を所得額と仮定して判定しています。

例) 手取り収入(可処分所得)を「201～300万円」と回答した3人世帯と2人世帯の場合

- ・手取り収入の算定…選択肢における収入幅の中央値の250万円と仮定
- ・「貧困線」以上・以下の判定
等価可処分所得: $250 \text{万円} \div \sqrt{3} \approx 144.3 \text{万円} < 212 \text{万円}$ (3人世帯の貧困線)
⇒当該世帯は「貧困線」以下にあると推計
等価可処分所得: $250 \text{万円} \div \sqrt{2} \approx 177.1 \text{万円} > 173 \text{万円}$ (2人世帯の貧困線)
⇒当該世帯は「貧困線」以上にあると推計

3 主な調査結果(案)

※ 以下のページ番号は、全て参考資料1の京都市子どもの生活状況等に関する調査のページ番号を指す。また、報告書に反映した調査は、①～⑦のいずれか又はすべてを記している。

(1) 基本属性

ア 世帯の昨年1年間の可処分所得(P6～9 ①, ②, ③, ④, ⑤, ⑥-2, ⑥-3)

- ・全体では、「わからない」又は「不明・無回答」を除き、①小学校入学前児童調査、②小学生児童調査、⑤母子保健調査において「401万～500万円」、③家族・家庭生活調査において「301万～400万円」、⑥-2青少年・若者調査[中高生以外]において「201万～300万円」、⑥-3青少年・若者調査[保護者]において、「501万～600万円」の割合が最も高くなっています。
- ・「貧困線以下の所得の世帯」では、①小学校入学前児童調査、⑤母子保健調査、⑥青少年・若者調査[青少年]において「0～100万円」、②小学生児童調査、③家族・家庭生活調査、⑥-3青少年・若者調査[保護者]において「101万～200万円」の割合が最も高くなっています。
- ・一方、④ひとり親家庭調査では、「不明・無回答」を除くと、全体、「貧困線以下の所得の世帯」のいずれにおいても「100万～150万円未満」の割合が最も高くなっています。
- ・本調査において、所得が「貧困線」を下回ると考えられる世帯の割合について、①小学校入学前児童調査では「9.9%」、②小学生児童調査では「12.5%」、③家族・家庭生活調査では「11.2%」、④ひとり親家庭調査では「20.7%」、⑤母子保健調査では「12.1%」、⑥青少年・若者調査[青少年]では「14.4%」、⑥-3青少年・若者調査[保護者]では「13.6%」となっています。なお、④ひとり親家庭に関する実態調査については、可処分所得に関する設問結果の「不明・無回答」の割合が多かったこと等から、国の調査結果(50.8%(平成28年国民生活基礎調査))と異なっています。
- ・平成28年度調査からの経年変化では、①小学校入学前児童調査の「貧困線以下の所得の世帯」において、平成28年度調査よりも「0～100万円」の割合が高くなっていますが、おおむね大きな違いは見られませんでした。

イ 最終学歴(P11 ③, ④)

- ・全体では、③家族・家庭生活調査では「大学」の割合が最も高く、次いで「高校」となっており、④ひとり親家庭調査では「高校」の割合が最も高く、次いで「短大・高等専門学校」となっています。
- ・「貧困線以下の所得の世帯」では、③家族・家庭生活調査、④ひとり親家庭調査ともに「高校」の割合が全体よりも高く、「大学」が全体よりも低くなっています。

(2) 就労状況・勤務状況

ア 勤労形態（P 15 ③, ④, ⑤, ⑥）

- ・ 全体では、すべての調査において、「正社員・正職員」の割合が高くなっています。
- ・ 「貧困線以下の所得の世帯」では、すべての調査において、全体よりも「正社員・正職員」の割合が低く、「契約・パート・アルバイト」の割合が高くなっています。

イ 帰宅時間（P 21～22 ①, ②, ④, ⑥－3）

- ・ 全体では、父親は、①小学校入学前児童調査において「22時以降」、②小学生児童調査において「20時台」、⑥－3 青少年・若者調査〔保護者〕において「～19時台」の割合が最も高くなっており、母親は、①小学校入学前児童調査、⑥－3 青少年・若者調査〔保護者〕において「18時台」、②小学生児童調査において「15～16時台」の割合が最も高くなっています。
- ・ ④ひとり親家庭調査では、全体、「貧困線以下の所得の世帯」とともに、母親は「18時台」の割合が最も高くなっています。また、「18時台」以降の割合が他の調査と比較して高くなっています。
- ・ 「貧困線以下の所得の世帯」では、父親は、①小学校入学前児童調査、②小学生児童調査において「22時以降」が、⑥－3 青少年・若者調査〔保護者〕において「19時台」の割合が最も高くなっており、母親は、すべての調査において「18時台」の割合が最も高くなっています。
- ・ 平成28年度調査からの経年変化では、おおむね大きな違いは見られませんでした。

(3) 子ども等の状況

ア 子どもの学校での勉強の成績（P 28～31 ②, ④, ⑥－3）

- ・ 全体では、すべての調査において、「普通」の割合が最も高くなっています。
- ・ ④ひとり親家庭調査では、全体、「貧困線以下の所得の世帯」とともに、「遅れている」（やや遅れている＋かなり遅れている）の割合が、他の調査よりも割合が高くなっています。
- ・ 「貧困線以下の所得の世帯」では、「遅れている」（やや遅れている＋かなり遅れている）の割合が全体よりも高くなっています。
- ・ 平成28年度調査からの経年変化では、おおむね大きな違いは見られませんでした。

イ 朝食・夕食の頻度（P 33～34 ①, ②, ④, 6－①, 6－②）

【朝食】

- ・ 全体では、すべての調査において「ほぼ毎日」の割合が最も高くなっています。
- ・ 「貧困線以下の所得の世帯」では、④ひとり親家庭調査以外のすべての調査において「ほとんど食べない」の割合が全体よりも高くなっています。
- ・ ⑥－2 青少年・若者調査〔中高生以外〕では、全体、「貧困線以下の所得の世帯」のいずれにおいても「ほとんど食べない」の割合が他の調査よりも高くなっています。
- ・ 平成28年度調査からの経年変化では、おおむね大きな違いは見られませんでした。

【夕食】

- ・ 全体では、すべての調査において、「ほぼ毎日」の割合が最も高くなっており、これらは、「貧困線以下の所得の世帯」でもおおむね同様の傾向となっています。
- ・ ⑥－1 青少年・若者調査〔中高生〕では、「貧困線以下の所得の世帯」において、また、⑥－2 青少年・若者調査〔中高生以外〕では、全体、「貧困線以下の所得の世帯」のいずれにおいても「ほぼ毎日」の割合が他の調査よりも低くなっています。
- ・ 平成28年度調査からの経年変化では、おおむね大きな違いは見られませんでした。

ウ 朝食・夕食を一緒に食べる人（P 35～38 ①, ②, ④, 6-①, 6-②）

【朝食】

- ・ 全体では、②小学生児童調査、⑥-2 青少年・若者調査〔中高生以外〕を除くすべての調査において、「母親」の割合が最も高くなっており、これらは、「貧困線以下の所得の世帯」でもおおむね同様の傾向となっています。
- ・ ④ひとり親家庭調査では、「祖母」、「本人（お子様）のみ」の割合が他の調査よりも高くなってしています。
- ・ ⑥-2 青少年・若者調査〔中高生以外〕では、全体、「貧困線以下の所得の世帯」のいずれにおいても「自分のみ」の割合が他の調査よりも高くなってしています。
- ・ 平成28年度調査からの経年変化では、④ひとり親家庭調査において、「本人（お子様）のみ」の割合が高くなってしています。

【夕食】

- ・ 全体では、⑥-2 青少年・若者調査〔中高生以外〕を除くすべての調査において、「母親」（又は「母親・父親」）の割合が最も高くなっており、これらは、「貧困線以下の所得の世帯」でもおおむね同様の傾向となっていますが、⑥-2 青少年・若者調査〔中高生以外〕の「貧困線以下の所得の世帯」において、「父親・母親」の割合が高くなってしています。
- ・ ④ひとり親家庭調査では、「祖母」、「祖父」、「本人（お子様）のみ」の割合が他の調査よりも高くなってしています。
- ・ ⑥-2 青少年・若者調査〔中高生以外〕では、全体、「貧困線以下の所得の世帯」のいずれにおいても「自分のみ」の割合が他の調査よりも高くなってしています。
- ・ 平成28年度調査からの経年変化では、④ひとり親家庭調査において、「本人（お子様）のみ」の割合が高くなってしています。

エ 子どもの夕食をつくる(料理(離乳食を含む)する)頻度（P 39 ①, ②, ④）

- ・ 全体では、「ほぼ毎日」の割合が最も高く、これらは、「貧困線以下の所得の世帯」でもおおむね同様の傾向となっており、大きな違いは見られませんでした。
- ・ ④ひとり親家庭調査では、「ほぼ毎日」の割合が他の調査よりも低くなってしています。
- ・ 平成28年度調査からの経年変化では、おおむね大きな違いは見られませんでした。

オ 平日のスマートフォンや携帯電話、タブレット端末（インターネット利用含む）の利用時間（P 41 6-①, 6-②）

- ・ 全体では、両調査ともに、「3時間以上」の割合が最も高くなってしています。
- ・ 「貧困線以下の所得の世帯」では、両調査において、「3時間以上」の割合が全体よりも高くなってしています。
- ・ 平成28年度調査からの経年変化では、両調査ともに、全体の「1～2時間未満」の割合が低くなってしています。

カ 過去1年間の学校の授業、自宅以外での文化芸術活動・自然体験・スポーツ活動の頻度（P 42～44 ②, ③, ④, 6-①, 6-②）

【文化芸術活動】

- ・ 全体では、すべての調査において、「年数回以上」の割合が最も高くなってしています。
- ・ 「貧困線以下の所得の世帯」では、すべての調査において、「まったくない」の割合が全体よりも高くなってしています。
- ・ 平成28年度調査からの経年変化では、④ひとり親家庭調査以外の全ての調査において、全体、「貧困線以下の所得の世帯」の「まったくない」の割合が低くなってしています。

【自然体験】

- ・ 全体では、すべての調査において、「年数回以上」の割合が最も高くなっています。
- ・ 「貧困線以下の所得の世帯」では、すべての調査において、「まったくない」の割合が全体よりも高くなっており、「年数回以上」の割合が全体よりも低くなっています。
- ・ 平成28年度調査からの経年変化では、全ての調査において、全体、「貧困線以下の所得の世帯」の「まったくない」の割合が低くなっています。

【スポーツ活動】

- ・ 全体では、④ひとり親家庭調査を除くすべての調査において、「週1回以上」の割合が最も高くなっています。
- ・ 「貧困線以下の所得の世帯」では、すべての調査において、「まったくない」の割合が全体よりも高くなっています。
- ・ 平成28年度調査からの経年変化では、全ての調査において、④ひとり親家庭調査の「週1回以上」の割合が低くなっているものの、おおむね大きな違いは見られませんでした。

キ 自己肯定感（P45～57 ②, ④, 6-①, 6-②）

【自己肯定感の状況】

- ・ 全体では、各項目は、「（将来の明るい希望を話すことができる）」「自信を持って、行動したり人と関わることができる」「目標に向かって努力することができる」において、おおむね「できる」「どちらかというところ」の割合が高い傾向でしたが、⑥-1 青少年・若者調査〔中高生〕、⑥-② 青少年・若者調査〔中高生以外〕において、他の調査よりも「あまりない」（どちらかというところできない）の割合が高い傾向にありました。また、自己肯定感の状況（全体）は、②小学生調査、④ひとり親家庭調査において、「高い」の割合が、⑥-1 青少年・若者調査〔中高生〕、⑥-② 青少年・若者調査〔中高生以外〕において、「低い」の割合が高くなっており、「貧困線以下の所得の世帯」では、④ひとり親家庭調査を除くすべての調査において、「低い」の割合が高くなっています（なお、④ひとり親家庭調査では、「不明、無回答」の割合が3割近くを占めています）。
- ・ 平成28年度調査からの経年変化では、⑥-1 青少年・若者調査〔中高生〕、⑥-② 青少年・若者調査〔中高生以外〕において、「高い」の割合が低く、「低い」の割合が高くなっています。

【子どもと話す頻度別 自己肯定感の状況】

「ほぼ毎日」の場合、「月に1～2日・めったにない」よりも「自己肯定感が低い」割合が低く、「自己肯定感が高い」割合が高くなっています。

【子育てにかかる時間やお金の優先度別 自己肯定感の状況】

両調査ともに、「最も優先すべき」の場合、「他に優先すべきことがある・わからない」よりも「自己肯定感が低い」割合が低く、「自己肯定感が高い」割合が高くなっています。

【文化芸術活動、自然体験、スポーツ活動の頻度別 自己肯定感の状況】

すべての調査において、「月1回以上」の場合、「まったくない・わからない」よりも「自己肯定感が低い」割合が低く、「自己肯定感が高い」割合が高くなっています。

(4) 回答者の状況

ア 子どもと遊ぶ頻度（P 59 ①, ②, ③, ④, ⑥-1, ⑥-2）

- ・ 全体では、①小学校入学前児童調査において「ほぼ毎日」の割合が、②小学生児童調査、④ひとり親家庭調査において「週1～2日」の割合が最も高くなっており、これらは、「貧困線以下の所得の世帯」でもおおむね同様の傾向となっています。
- ・ 平成28年度調査からの経年変化では、①小学校入学前児童調査、②小学生児童調査において、「ほぼ毎日」の割合が平成28年度調査よりも高くなっています。

【親に遊んでもらったか（小学生の頃）】

全体では、③家族・家庭生活調査、⑥-2 青少年・若者調査〔中高生以外〕において、「週に1～2日」の割合が、⑥-1 青少年・若者調査〔中高生〕において、「ほぼ毎日」の割合が高くなっており、これらは、「貧困線以下の所得の世帯」においても、③家族・家庭生活調査を除いておおむね同様の傾向となっています。

イ 子どもと生活状況について話す頻度（P 60 ⑥-3）

「貧困線以下の所得の世帯」では、「ほぼ毎日」の割合が全体よりも低くなっています。

ウ 子どもに勉強を教える頻度（P 61 ②, ③, ④, 6-①, 6-②）

- ・ 全体では、②小学生児童調査において、「ほぼ毎日」の割合が、④ひとり親家庭調査において「めったにない」の割合が最も高くなっています。
- ・ 「貧困線以下の所得の世帯」では、②小学生児童調査において、「ほぼ毎日」の割合が全体よりも低くなっています。

【親に勉強を教えてもらったか（小学生の頃）】

全体では、③家族・家庭生活調査、⑥-2 青少年・若者調査〔中高生以外〕において、「めったになかった」の割合が、⑥-1 青少年・若者調査〔中高生〕において、「週に1～2日」割合が最も高くなっており、「貧困線以下の所得の世帯」でも、⑥-1 青少年・若者調査〔中高生〕を除いておおむね同様の傾向となっています。

エ 子育てについて日頃気になることの相談相手・相談先（P 65 ①, ②）

- ・ 全体では、①小学校入学前児童調査、②小学生児童調査において「配偶者・パートナー」の割合が最も高くなっています。
- ・ 「貧困線以下の所得の世帯」では、①小学校入学前児童調査において「祖父母等の親族」の割合が、②小学生児童調査において、「配偶者・パートナー」の割合が低くなっています。また、両調査ともに「相談相手がいない」の割合が高くなっています。

(5) 結婚・出産に対する考え

ア 結婚に対する考え（P 76 ③）

【婚姻状況】

- ・ 全体では、「結婚している」の割合が最も高くなっています。
- ・ 「貧困線以下の所得の世帯」では、「結婚していない」の割合が全体よりも高くなっています。

【結婚願望】

- ・ 全体では、「いずれはしたい」の割合が最も高くなっており、これらは、「貧困線以下の所得の世帯」でもおおむね同様の傾向となっています。
- ・ 「貧困線以下の所得の世帯」では、「結婚したくない」の割合が全体よりも高くなっています。

イ 出産に対する考え（P 76 ③）

【現在の子どもの数】

- ・ 全体では、「子どもはいない」の割合が最も高くなっており、これらは、「貧困線以下の所得の世帯」でもおおむね同様の傾向となっています。
- ・ 「貧困線以下の所得の世帯」では、「子どもはいない」の割合が全体よりも高くなっています。

【理想の子どもの数】

- ・ 全体では、「2人」の割合が最も高くなっており、これらは、「貧困線以下の所得の世帯」でもおおむね同様の傾向となっています。
- ・ 「貧困線以下の所得の世帯」では、「ほしくない」の割合が全体よりも高くなっています。

【子どもを持たない理由】

- ・ 全体では、「結婚するつもりはないから」の割合が最も高くなっており、これらは、「貧困線以下の所得の世帯」でもおおむね同様の傾向となっています。
- ・ 「貧困線以下の所得の世帯」では、「出産・育児・教育にお金がかかるから」の割合が全体よりも高くなっています。

4 今後のスケジュール（予定）

各調査の結果については、調査票を作成する際に調査審議を行った部会及び共同部会において、考察を行うとともに、現行計画（「未来こどもはぐくみプラン」、「ユースアクションプラン」、「貧困家庭の子ども・青少年対策に関する実施計画」）の進捗状況も踏まえて意見聴取を行い、本年4月以降に公表を行う予定です。

《主なスケジュール》

平成31年2月以降	部会及び共同部会において意見聴取
同年3月中旬～下旬	全体会議で最終の意見聴取 事務局において調査結果の取りまとめ
同年4月以降	調査結果の公表

(参考)

(1) 子育て支援に関する市民ニーズ調査

対 象：市内在住の小学校入学前児童の保護者（6, 500件）

〃 小学生の保護者（6, 500件）

方 法：無作為抽出を行い、調査票を郵送

目 的：子育て支援施策に係る市民ニーズを把握し、「京都市子ども・子育て支援事業計画」策定をはじめ、今後の子育て支援施策の今後の方向性を検討する基礎資料とする。

(2) 家族や家庭生活のあり方に関する意識調査

対 象：市内在住の18歳から49歳までの市民（6, 500件）

方 法：無作為抽出を行い、調査票を郵送

目 的：結婚、出産、働き方改革、真のワーク・ライフ・バランス等、広く家族や家庭生活に係る市民の意識を把握することを目的に調査を実施する。

(3) ひとり親家庭に関する実態調査

対 象：市内在住の母子世帯（3, 700件）

〃 父子世帯（1, 300件）

方 法：無作為抽出を行い、調査票を郵送

目 的：ひとり親家庭の、所得を含む世帯の状況や育児・教育の状況、離婚後の養育費や面会交流の状況などを調査するとともに、既存の福祉施策の認知状況や利用状況、潜在的なニーズ及び要望を把握し、主に「京都市ひとり親家庭自立促進計画」策定に係る基礎資料とする。

(4) 母子保健に関する意識調査

対 象：9月中に乳幼児健康診査（4か月児、8か月児、1歳6か月児、3歳児）を受診した児童の母親（約4, 000件）

方 法：乳幼児健康診査で来庁された際に調査票を手渡し、郵送で回収

目 的：乳幼児の子育てをしている母親を対象に調査をすることで、妊娠・出産・子育てを取り巻く状況や環境の変化を把握し、「京都市母子保健計画」策定に係る基礎資料とする。

(5) 青少年・若者に関する意識行動と思春期保健に関する調査

対 象：市内在住の13歳～18歳とその保護者（5, 000件（2, 500世帯））

〃 19歳～30歳（4, 000件）

方 法：無作為抽出を行い、調査票を郵送

目 的：13歳～30歳の青少年・若者（思春期を含む）の意識や生活状況について調査し、その把握を行うことで「京都市子ども・若者計画」や「京都市母子保健計画」の策定に係る基礎資料とする。

(6) 放課後の過ごし方に関する調査

対 象：市立小学校及び市立小中学校前期課程1年生、4年生、6年生の全ての児童の保護者（約31, 000件）

総合支援学校に通学する全児童・生徒の保護者（約1, 250件）

方 法：各学校を通じ調査票を配布し、郵送で回収

目 的：小学校児童の放課後における過ごし方を調査し、学童クラブ事業・放課後ほっと広場事業・放課後まなび教室（以下「学童クラブ事業等」という。）の利用実態や潜在的なニーズ、児童館事業の認知度を把握することにより、今後の各事業のあり方の検討材料とする。

また、総合支援学校に通う障害のある児童・生徒の放課後の過ごし方を調査し、就学児童のサービス利用における現状と課題、また放課後に必要とされるサービスの機能や役割について把握する。